

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市身体障害者用自動車改造費助成金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	身体障害者及び身体障害児に対し、就労、通院等のために使用する自動車の改造又は介護用車両の購入に必要な経費の一部を助成する。
補助事業者	本人運転の場合：身体障害者手帳1級又は2級所持者 等 介護者運転の場合：障害に起因し車いすを常時利用する者がいる世帯 等
補助対象経費	本人運転の場合：自動車の改造経費 介護者運転の場合：介護用車両への改造又は介護用車両の購入経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	定額補助
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	本人運転の場合：10万円（上限） 介護者運転の場合：福祉車両新車購入12万円、車両改造10万円（上限） 等
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	第6期佐渡市障がい福祉計画に基づき、目標数を5件とする
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成29年3月31日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） HPに掲載、手帳送付にあわせて周知
事業担当	（担当部署） 社会福祉課
	（電話番号） 0259-63-5113